\bigcirc で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省・農林水産省令第一号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線

守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該代理事業)	おいて「従たる事務所」という。)に他の従たる事務所におけ
代理事業を行う事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵	代理事業を行う事務所(主たる事務所以外の事務所(以下イに
当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該	当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該
イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 (イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者 (
すること。	
能力を備えていると認められるものとして次に掲げる要件に該当	に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。
業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が十分な業務遂行	業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件
十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の	十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況、代理事業の
[一~十二 同上]	[一~十二 略]
	ものとする。
	請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査する
3 [同上]	3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申
2 [同上]	2 [略]
第十一条 [同上]	第十一条 [略]
(業務の代理の認可の申請等)	(業務の代理の認可の申請等)
改正前	改正案

られる者であること。 げる区分に応じ、 れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に 等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該代 ある者であって当該業務を的確に遂行することができると認め 又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、 約であってその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く 係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契 は前項第三号イ2)に掲げる行為 座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又 理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務 部署を置いた従たる事務所) る当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあっては、 、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当 (2)において同じ。)を行う場合にあっては、 (従たる事務所において代理事業を営まない場合を除く。 当該①又は②に定める業務に従事したことの ごとに、 (所属農林中央金庫等が受け入 当該責任者を指揮し法令 次の(1)又は(2)に掲 これらの責任者 当該

代理又は媒介 当座貯金業務又は当座預金業務 当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の

、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。 、それぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品(資金別) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品をいう。以下この項において同じ。)であって需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの

(2)前項第三号イ(2)に掲げる行為 資金の貸付け業務

「削る。」

「ロ〜ニ 略 略

十五 主たる組合業務等(組合業務及び代理事業(前項第三号イ⑴ 容が資金の貸付け、手形の割引、 随する業務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の内 から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業及び当該事業に付 れにも該当しないこと。 他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいず 債務の保証、手形の引受けその

業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の いう。 庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行 割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所属農林中央金 とその他の組合業務等における利用者との間の取引関係に照ら 条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品を する財務情報の機械的 う契約に係るもの及び規格化された貸付商品 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事 次号口において同じ。)に係るものを除く。)であるこ 理のみにより 貸付けの可否及び貸付 (資金需要者に関

> (2)三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認 められる者 務若しくは当座預金業務若しくは資金の貸付業務に通算して 前項第三号イ20に掲げる行為を行わない場合 当座貯金業

者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

[ロ〜ニ 同上]

(3)

(1)及び(2)以外の場合

資金の貸付業務に三年以上従事した

十四四 同上

十 五 [同上]

。)であることその他の組合業務等における利用者との間の取 業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の ること。 が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであ 引関係に照らして、 う契約に係るもの及び規格化された貸付商品に係るものを除く 庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行 割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所属農林中央金 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事 所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益

イ

引が行われる可能性があると認められるものであること。 して、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取

[十六~三十九 略]

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林 出ること。ただし、ニに掲げる場合にあっては、所属農林中央金 写しを含む。)を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け 載した書面(ロに掲げる場合にあっては、変更後の委託契約書の 中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記 け出ることとする。 庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届

[イ〜ハ 略]

該当する行為を行ったことをいう。)が発生した場合 の職務を行うべき者を含む。)若しくは職員が次のいずれかに 代理事業に関する不祥事件(業務代理組合又はその役員(そ

(1) (2) 略」

な紛失と認められるもの 号において同じ。 難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。 特性、 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失 規模その他の事情を勘案し)のうち、 業務代理組合の代理事業の業務 当該業務の管理上重大 以下この

[ロ・ハ 同上]

[十六~三十九 同上]

四十 [同上]

「イ〜ハ 同上」 同上

(1) (2)

(3) りの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を 生じさせることを含む。) 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一 件当た

 $\frac{7}{4}$ 同上 同上

 $\frac{4}{5}$

[略]

定する許可に係る予備審査 第三十四条の三十八 銀行法第五十二条の三十六第一項に規	[略]	社に係る事項について準用する。 継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)	附則	[9~12 略] 復した場合	二 前号に規定する所在地の変更に係る事務所を変更前の所在地に	。 をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る	増改築その他のやむを得ない理由により事務所の所在地の変更	産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。	る事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、農林水	ら二週間以内に、別表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定め	項に変更があったときは、次に掲げる場合を除き、当該変更の日か	8 所属農林中央金庫等は、第一項に定める認可申請書に記載した事
					(_	<u> </u>	文		八	(X)	/// *	≢ 8
第三十四条の三十八	[同上]	第三十五条 [同上]	附則	9 5 12 同 上	[号を加える。]		[号を加える。]	届け出なければならない。	及び同表下欄に定める	上欄に掲げる区分により、	項に変更があったときは、	所属農林中央金庫等は、
定する許可に係る予備審査銀行法第五十二条の三十六第一項に規								√ °	定める添付書類を、農林水産大臣及び金融庁長官に	り、同表中欄に定める事項を記載した届出書	は、当該変更の日から二週間以内に、別表の	は、第一項に定める認可申請書に記載した事

第三十七条(第三項	[略]	[略] 第三十五条(第一項第三十五条(第一項第三十五条(第一項第五号、第五号の二、第十号の二、第十号の二、第十号の二、第十号の三、第五号及び第二号、第五項、第二項の第二号、第五項、第二項の三、第二項、第二項の三、第二項、第二項、第二項の三、第二項、第二項、第二項の三、第二項、第二項の三、第二号、第五項、第二号の三、第二号、第五項、第二号の第二号の三、第二号、第五項、第二号、第二号の三、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号	第三十四条の三十八
銀行法の規定による申請書、業務報告		銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令の規定に基づく届出	定する主務省令で定める場合銀行法第五十二条の三十九第一項に規
第三十七条(第三項	[同上]	[同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上] [同上]	[項を加える。]
銀行法の規定による申請書、業務報告		銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令の規定に基づく届出	

	2		
行規則の規定 読み替えられる字句 読み替える字句 読み替える銀行法施 読み替えられる字句 読み替える字句 読み替えるものとする。	のるび第第第	び第六号を除く。) よる許可、認可、承認又は指定に関す二号の二、第三号及 いて準用する銀行法施行規則の規定に第四十条(第一項第 銀行法、銀行法施行令又はこの条にお	[略] 書その他の書面の提出に係る経由官庁 小項及び第九項を除
行規則の規定 読み替えられる字句 読み替える字句 読み替える銀行法施 読み替えられる字句 読み替える字句 読み替えるものとする。	2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定(第一条の三第一項2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定(第一条の三第一項の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の五十三の十七第二項第二条が第二項、第十七条の五第一項及び第二項、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十四条の十一の三十第一項とあるのは「農林水産大臣及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項が第二項、第一名の共同の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それの表の上欄に掲げる同令に対して、	を除く。)	第八項を除く。) 書その他の書面の提出に係る経由官庁

-				
第十七条の五第一項	[略]	第二号の三第二項	第十七条の三第一項	[略]
て「銀行業高度化等 ・十二号の三に掲げる ・会社 (以下この章及 が第五章並びに第三 ・十五条第一項におい		電子決済等代行業	貸付け(住宅の購入 に必要な資金の貸付け けその他の消費者に 対する資金の貸付け	
い う		農業協同組合法 第九十二条の五 の二第二項に規 をする特定信用	貸付け	
第十七条の五第一項	[匝斗]	[項を加える。]	第十七条の三第一項	[同上]
号において「銀行業 十二号の三に掲げる 会社(以下この章及 が第五章並びに第三 十五条第一項第十二			貸付け(住宅の購入 に必要な資金の貸付け けその他の消費者に 対する資金の貸付け	
いう			貸 付 け	

	_L:	る同に。素塊	第一二				
令第五十七条の三十 信用事業に関する命 業協同組合連合会の 農業協同組合及び農	定読み替える命令の規		一項各号に掲げる法令第三十八条 法附則第三	業協同組合貯金保険法	[略]		
貯金者(法	読み替えられる字句	句は、それぞれ同表の適用については、同欄	項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十	同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社		金融庁長官	除くという。)を
9 適用する法 第二項の規定によ 第二項の規定によ	読み替える字句		に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第	(協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産		農林水産大臣及	
- 						ı	
に関する法律施行規等に係る資金の活用を服務金額の休眠預金	定読み替える命令の規	る。同表の中欄に掲げる字句に掲げる命令の規定の済	一項各号に掲げる法令の第三十八条 法附則第三-	業協同組合貯金保険法均(信用農業協同組合連合	[同上]		
もの 同組合とみなされる 経営困難農水産業協	読み替えられる字句	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中	法令の規定を適用する場合における次の表の上欄第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第	険法施行規則以外の命令の適用関係)合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産		金融庁長官	高度化等会社」とい
林中央金庫及び特別の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金	読み替える字句		元における次の表の上欄により令附則第十六条第	適用関係 水継会社に係る農水		農林水産大臣及	V

農業協同組合連合会の常五十七条の三十令第五十七条の三十の二十第二項する命	一の十九一の十九一の十九	計画 合意の Mac A で 農	一の十八各号 一の十八各号	業協同組合連合会の農業協同組合及び農		ー の 十 八 た だ し 書
貯 金 者	貯金の	貯金者		貯金者	貯金者に	貯金者を
預 金 者	預 金 の	預金者		預金者	貯金者を	貯金者を

則(平成二十九年厚閣府、財務 全労働省、農林水産 者、令第二号)第五 省、令第二号)第五

いう。以下この項 る特定承継会社を に規定する経営困業協同組合貯金保業協同組合貯金保 定農水産業協同組 八号。 合に該当する特定 成八年法律第百十 業の再編及び強化 化法附則第二十六 難農水産業協同組 第二項の規定によ 強化法」という。 に関する法律 合等による信用事 承継会社 (再編強 附則第三十三条 以下「再編

等に係る資金の活用民間公益活動を促進	常第五十七条の三十一の三十七	同組合及		号の二十第二項第二一の二十第二項第二十の二十第二項第二
もの 同組合とみなされる 経営困難農水産業協	貯金の	貯金者	貯金者等に	法第九十二条の五の二第二項第二号に規
れるもの並びに農 協同組合とみなさ とみなさ	預 金 の	預金者	預金者等に	再編強化法附則第三十三条第二項の二第二項第二項の一条の二第二項第二項のの一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条の一条

において同じ。) 及び再編強化法附 項の規定により適 用する農水産業協 常八十三条第三項 での規定により適 での規定により適 での規定により適 での規定により適 での規定により適 での規定により適 での規定により適

に関する法律施行規 則(平成二十九年厚 関(平成二十九年厚 落産業省 者、令第二号)第五 条第六項

業協同組合貯金保 業の再編及び強化 る特定承継会社を 条第一項に規定す 化法附則第二十六 承継会社 合に該当する特定 難農水産業協同組 に規定する経営困 険法第二条第五項 り適用する農水産 第二項の規定によ 強化法」という。 八号。以下「再編 成八年法律第百十 に関する法律(平 合等による信用事 定農水産業協同組 林中央金庫及び特 附則第三十三条 (再編強

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとお 連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規 りとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号ま 定を適用する。 でに掲げる命令の規定を適用し、 [一~八 略] (他の命令の適用) 特定承継会社を信用農業協同組合 用する農水産業協 及び再編強化法附 特定承継会社 るものに該当する 同組合とみなされ 営困難農水産業協 項の規定により経 又は第百四条第二 第八十三条第三項 同組合貯金保険法 項の規定により適 則第三十三条第二 において同じ。 いう。以下この項 第四十一条 (他の命令の適用) 同上 [同上]

除く全体に付した傍線は注記である。	備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
五十八 [同上]	五十八 [略]
	限る。)
	央金庫法施行規則(第八十九条の四第二項及び第八十九条の六に
[号を加える。]	五十七の二 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中
[五十二~五十七 同上]	[五十二~五十七 略]
	十八第一項に限る。)
	第二項、第百四十七条の十六の二十及び第百四十七条の十六の三
[号を加える。]	五十一の二 農林中央金庫法施行規則(第百四十七条の十六の十八
[四十五~五十一 同上]	[四十五~五十一 略]
	条の三十一の四十七第一項に限る。)
	の三十一の二十七第二項、第五十条の三十一の二十九及び第五十
[号を加える。]	四十四の四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(第五十条
	°)
	十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第三項に限る
[号を加える。]	四十四の三 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第百